事 務 連 絡 平成17年11月28日

各都道府県衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について

患者向医薬品ガイドの運用については、平成17年11月22日付厚生労働 省医薬食品局安全対策課・監視指導・麻薬対策課事務連絡により連絡したとこ ろですが、今般、患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品を確認し、日本 製薬団体連合会安全性委員会あて別添のとおり連絡しましたので、お知らせし ます。





事 務 連 絡 平成17年11月28日

日本製薬団体連合会 安全性委員会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

患者向医薬品ガイドを作成する医薬品の特定について

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品については、平成17年11月22日付薬食安発第1122001号・薬食監麻発第1122004号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・監視指導・麻薬対策課長通知「患者向医薬品ガイドの運用について」に基づき提出された平成17年11月25日付日薬連発第709号「注射剤を除く糖尿病用剤で「患者向医薬品ガイド」を作成しようとする医療用医薬品の成分、品目について」を確認し、別添のとおりとします。

当該医薬品の「患者向医薬品ガイド」を作成する際は、平成17年6月30日付薬食発第0630001号厚生労働省医薬食品局長通知により、その原案を作成し、貴委員会においてとりまとめの上、平成17年12月22日までに、書面及びフレキシブルディスクにより、独立行政法人医薬品医療機器総合機構安全部安全性情報課安全性情報支援室に提出をお願いします。

患者向医薬品ガイドの作成が望まれる医薬品

- 1. アセトヘキサミド
- 2. グリクラジド
- 3. グリクロピラミド
- 4. グリブゾール
- 5. グリベンクラミド
- 6. グリメピリド
- 7. クロルプロパミド
- 8. トルブタミド
- 9. 塩酸ブホルミン
- 10. 塩酸メトホルミン